

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年4月26日(2007.4.26)

【公表番号】特表2006-522100(P2006-522100A)

【公表日】平成18年9月28日(2006.9.28)

【年通号数】公開・登録公報2006-038

【出願番号】特願2006-506984(P2006-506984)

【国際特許分類】

A 6 1 K 47/48 (2006.01)

C 1 2 Q 1/04 (2006.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

C 0 7 K 14/655 (2006.01)

C 0 7 K 19/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 47/48

C 1 2 Q 1/04

A 6 1 P 35/00

C 0 7 K 14/655

C 0 7 K 19/00

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月8日(2007.3.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

以下の式：

(A - B)

のソマトスタチンアナログを含む組成物であって、
ここで、

Aは、チオール結合を介して薬物またはキレート化剤に結合するのに適切である、システイン、または1以上のシステイン残基を含むペプチド鎖であり；そして、

Bは、ソマトスタチンレセプターに結合する、天然に存在するソマトスタチンペプチドまたは合成ソマトスタチンペプチドあるいはそれらのフラグメントである、
組成物。

【請求項2】

請求項1に記載の組成物であって、ここで、Aは、配列番号1～3のいずれか1つに記載のペプチド配列を含むか、または、Aは、単一のシステイン残基である、組成物。

【請求項3】

Bが、配列番号4を含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

前記ソマトスタチンアナログが、配列番号5～7のいずれか1つに記載のペプチドを含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項5】

請求項1に記載の組成物であって、ここで、該組成物は、薬物に結合するのに適切な、ヨウ化物またはキレート化剤をさらに含み、ここで、該薬物またはキレート化剤は、チオー

ル結合によって1以上のシステインに結合する、組成物。

【請求項6】

請求項5に記載の組成物であって、ここで、前記薬物は、治療剤または検出可能標識である、組成物。

【請求項7】

請求項6に記載の組成物であって、ここで、前記治療剤が、放射性同位体、細胞毒素、免疫刺激剤、抗脈管形成剤、治療用遺伝子、または化学療法剤である、組成物。

【請求項8】

請求項5に記載の組成物であって、ここで、前記キレート化剤が、DTPAのマレイミド誘導体またはDTPAアナログのマレイミド誘導体である、組成物。

【請求項9】

請求項1に記載の組成物であって、哺乳動物SSTR陽性細胞にインビボで特異的に結合するソマトスタチンアナログをさらに含む、組成物。

【請求項10】

前記SSTR陽性細胞が、ヒトがん細胞である、請求項1に記載の組成物。

【請求項11】

哺乳動物被験体内のSSTR陽性細胞を検出するための薬学的組成物であって、式：(A - B)のソマトスタチンアナログを含み、ここで、Aは、システイン、または1以上のシステイン残基を含むペプチド鎖であって、ここで、検出可能標識が該1以上のシステイン残基にチオール結合を介して結合しており；そして、Bは、ソマトスタチンレセプターに結合する、天然に存在するソマトスタチンペプチドまたは合成ソマトスタチンペプチドあるいはそれらのフラグメントである、薬学的組成物。

【請求項12】

Aは、配列番号1～3のいずれか1つに記載のペプチド配列を含むか、または、Aは、単一のシステイン残基である、請求項11に記載の薬学的組成物。

【請求項13】

Bが、配列番号4を含む、請求項11に記載の薬学的組成物。

【請求項14】

前記ソマトスタチンアナログが、配列番号5～7のいずれか1つに記載のペプチドを含む、請求項11に記載の薬学的組成物。

【請求項15】

哺乳動物被験体においてSSTR関連障害を処置するための薬学的組成物であって、該薬学的組成物は、式：(A - B)のソマトスタチンアナログを含み、ここで、Aは、システイン、または1以上のシステイン残基を含むペプチド鎖であって、ここで、検出可能標識が該1以上のシステイン残基にチオール結合を介して結合しており；そして、Bは、ソマトスタチンレセプターに結合する、天然に存在するソマトスタチンペプチドまたは合成ソマトスタチンペプチドあるいはそれらのフラグメントである、薬学的組成物。

【請求項16】

請求項15に記載の薬学的組成物であって、ここで、Aは、配列番号1～3のいずれか1つに記載のペプチド配列を含むか、または、Aは、単一のシステイン残基である、薬学的組成物。

【請求項17】

Bが、配列番号4を含む、請求項15に記載の薬学的組成物。

【請求項18】

前記ソマトスタチンアナログが、配列番号5～7のいずれか1つに記載のペプチドを含む、請求項15に記載の薬学的組成物。

【請求項19】

請求項15に記載の薬学的組成物であって、ここで、前記治療剤が、放射性同位体、細胞毒素、免疫刺激剤、抗脈管形成剤、治療用遺伝子、または化学療法剤からなる群より選択される、薬学的組成物。

【請求項 20】

前記 S S T R 関連障害が、がん細胞である、請求項 15 に記載の薬学的組成物。